

令和 7 年度第 2 回
富田林市都市計画審議会

議 案 書 資 料

書面開催

令和7年度第2回
富田林市都市計画審議会
付議案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
1	南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）	市	1

「議第1号」

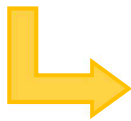
南部大阪都市計画 生産緑地地区の変更について（付議）

生産緑地とは

＜生産緑地法第3条＞
市街化区域内の農地等のうち、
良好な都市環境の形成に資するために
保全する農地等

＜都市計画法第8条＞

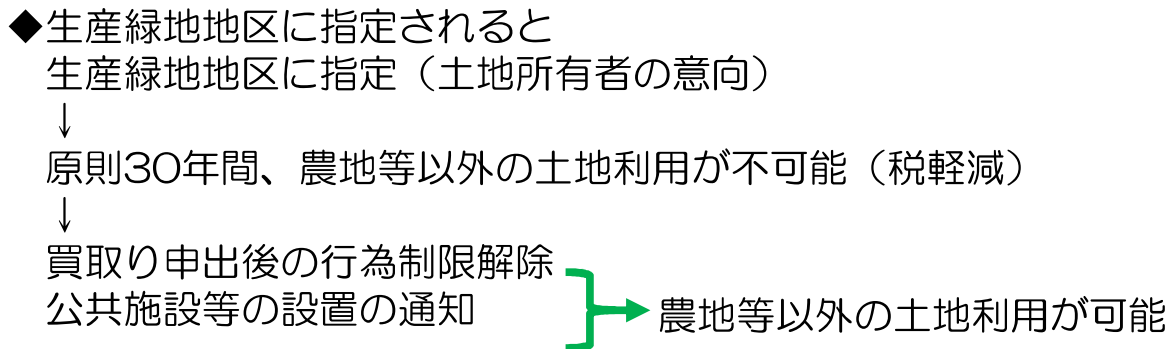
- ・地域地区の一つとして、生産緑地地区が規定されている。



決定権者は富田林市であるため、
本審議会の議を経て、都市計画決定を行う。

指定要件について

1. 市街化区域内にある農地等で、都市環境の保全等の良好な生活環境の確保に相当の効用がある土地
2. 300㎡以上の規模の区域
3. 農業の継続が可能な条件を備えている区域

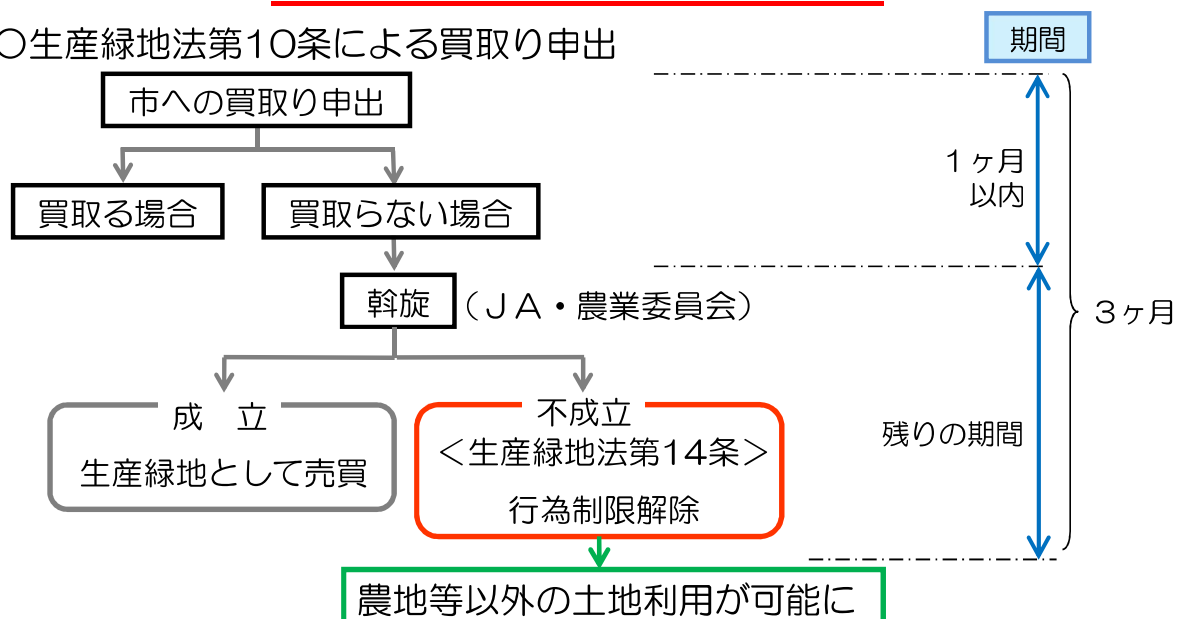


生産緑地法第10条による買取り申出について

- ・ 指定から30年が経過
 - ・ 主たる農業従事者の死亡や故障
- 買取り申出が可能に
＜生産緑地法第10条＞

農業に従事できない身体障害・病気等

○生産緑地法第10条による買取り申出



生産緑地法第8条第4項による公共施設等の設置について

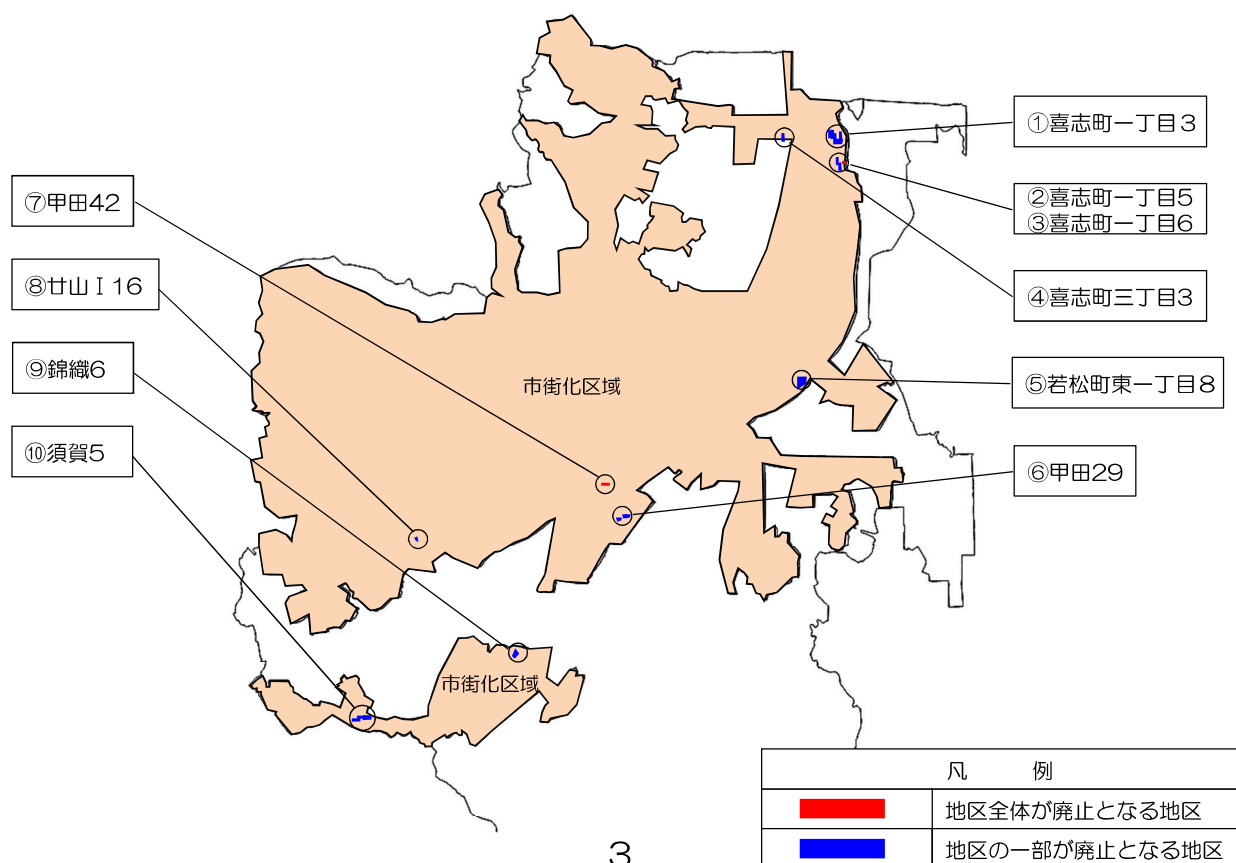
＜生産緑地法第8条第4項＞

生産緑地地区内において公共施設等の設置等に係る行為で、工作物の新築等をしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。

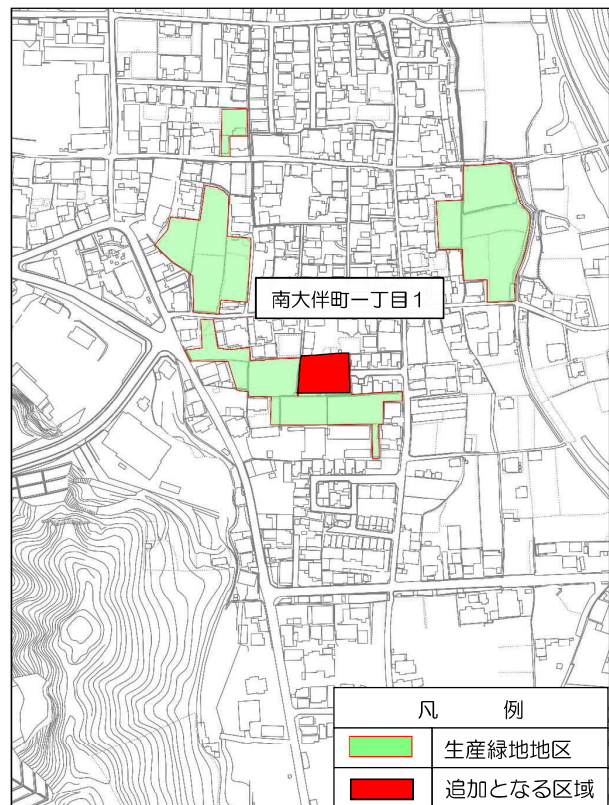
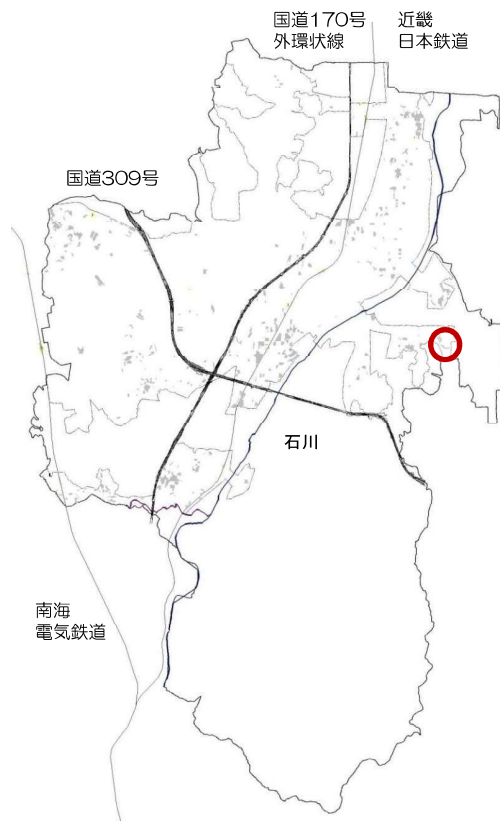


市長に通知することで生産緑地内に公共施設等の設置が可能
※公共施設等…公園、緑地、学校、病院、こども園、道路など

廃止及び一部廃止となる生産緑地地区



地区の一部が追加となる生産緑地地区



現況の状況



これまでの流れと今後の予定について

案の作成



都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧
利害関係者・市民から意見書の提出

縦覧期間：
令和7年9月2日～9月16日
→意見なし



都市計画案の確定



都市計画審議会への付議

令和7年10月24日～11月14日（書面開催）



都市計画決定